

勤務時間外の災害発生時における沼津工業高等専門学校教職員の学校参集基準

平成23年10月14日

校長裁定

勤務時間外の災害発生時における沼津工業高等専門学校教職員の学校参集基準は、次のとおりとする。

レベル 1	<p>①危機管理対策本部員 (校長, 副校長, 校長補佐(学生主事), 校長補佐(寮務主事), 校長補佐(専攻科長), 事務部長, 総務課長, 学生課長)</p> <p>②危機管理対策本部からあらかじめ指示を受けた教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市又は長泉町において震度5強以上を観測する地震が突然発生した場合 ・東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発せられた場合 ・自治体から学校に対し避難所の開設依頼があった場合 ・大規模な火災・風水害等が発生した場合(又は発生が予想される場合)
レベル 2	<p>①上記以外の危機管理対策本部連絡会議員(総務委員会委員)</p> <p>②学校から半径4km以内に在住する教職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・沼津市又は長泉町において震度6弱以上を観測する地震が突然発生した場合 ・東海地震注意情報又は東海地震予知情報が発せられた場合 ・大規模な火災・風水害等が発生した場合
レベル 3	その他の職員	安否を学校に連絡し, 地域の防災活動に参加

※自宅の被災, 自分自身の負傷や家族の負傷・不明等の理由により参集できない場合は, 必ず総務課総務係(055-926-5712)又は守衛携帯電話(090-3250-2768)へ連絡すること。総務課総務係又は守衛携帯電話のいずれも繋がらない場合は, NTT災害用伝言ダイヤル(171)を利用すること。なお, NTT災害用伝言ダイヤルは電話番号一つ当たり最大10件しか録音できないため, 録音する際は学校の電話番号をキーとせず, 学校に登録してある自宅電話番号をキーとすること。

※この基準は「指示がなくても参集すべき場合」の基準であり, この基準に該当しない場合でも, 上司又は危機管理対策本部員から命令があったときは参集すること。